

防災マニュアル

放課後等デイサービス だんでらいおん

○ 緊急時職員役割分担

事業所災害対策統括	・ 情報収集
上野律子（マネージャー）	・ 通報 ・ 総合確認
本部長	・ 避難指示
三嶋ひろみ（防災管理責任者）	・ 負傷者への対応指示 ・ 人員点呼
河野美奈子・檜山智子（保育士）	・ 初期消火
内山陽菜子（児童指導員）	・ 避難誘導 ・ 保護者対応
井手上幸織（児童指導員）	・ 避難誘導 ・ 救護
河野美奈子・檜山智子（保育士）	・ 名簿 ・ 避難グッズ ・ 最終確認

【非常変災の対応】

(1) 自然災害の発生

① 暴風（雨）、大雨、洪水、大雪等

- ・暴風（雨）警報発令時における措置

〈臨時休業〉

平日：送迎時においては、児童は各学校の判断で学校待機及び自宅への帰宅とし、午前7時において、暴風（雨）警報が湖南地域に発令中の場合は、臨時休業とする。

大雨警報や洪水警報、大雪警報では、臨時休業にしない。状況によっては、事業主と管理者が協議し、臨時休業にするか判断をする。

児童が利用中に暴風（雨）警報が栗東市に発令された場合は、保護者に連絡を取り保護者送迎とし、保護者へ児童の受け渡しを行う。

なお、保護者が自宅への送迎を希望する場合は、保護者の在宅を確認し送迎を行うものとする。（利用時間の繰り上げ）

学校休日：送迎前午前7時において、暴風（雨）警報が湖南地域に発令中の場合は、臨時休業とし、当日の利用者の保護者へ連絡を行う。

利用者が利用中に暴風（雨）警報が栗東市に発令された場合は、保護者に連絡を取り、保護者送迎とし、保護者へ児童の受け渡しを行う。

なお、保護者が自宅への送迎を希望する場合は、保護者の在宅を確認し送迎を行うものとする。（利用時間の繰り上げ）

※前日に臨時休業を決定した場合は、各保護者へ連絡をする。

② 火災・地震・大地震（震度5以上）等の発生

火災発生

- ・利用者を火災の場から離し、一括管理する。
- ・周りに火災を知らせ初期消火ををする。
- ・非常持ち出し袋を準備する。
- ・消防署へ連絡する。

〈避難〉

- ・煙を吸わないようにハンカチなどで口を覆い、誘導を指示する。
- ・負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行う。（怪我や体調不良の児がいたら必要に応じてケアをする）
- ・消防隊員の指示に従い安全な場所に避難する。
- ・保護者と連絡を取り、帰宅させる。

地震発生

- ・携帯の緊急地震速報等が鳴った場合、揺れが起こった場合は利用者を机の下にもぐるよう指示をする。もぐれない児については毛布やクッション等で頭部を保護する。
- ・避難経路の確保をする。
- ・緊急時の災害グッズを用意しておく。

〈避難〉

- ・揺れが治ったら火災が発生していないか確認。
- ・利用者、職員の怪我等の状況を把握し、安全を確認後戸外へ避難させ一括管理する。状況に応じて治田小学校やなごやかセンターへ避難する。
- ・怪我人がいる場合は保護者に連絡し、その場から車で病院へ搬送する。
- ・保護者と連絡を取り、帰宅させる。

水害

- ・天気予報、大雨、台風情報等の把握をし非常持ち出し袋の準備をしておく。
- ・ゲリラ豪雨、集中豪雨などが発生し、事前に警報が発令している場合は早めのお迎えや送り届けを済ませる。

〈避難〉

- ・水害が発生した場合は点呼を取り事業所の2階へ避難する。
- ・避難できる状況であれば治田小学校やなごやかセンターへ避難する。避難所に到着後点呼を取り、怪我や体調不良の児がいないか確認する。(必要ならば病院へ搬送する。)
- ・周辺の状況が悪化している場合は非常食、おやつ、おもちゃなどを2階へ運び、長期の避難に備える。
- ・保護者へ状況の説明の連絡をする。(できたら)
- ・状況に応じて消防署へ救助の連絡をする。
- ・風水害が治まり、道路の状況等の安全が確保されたら利用者を帰宅させる。

附則 本マニュアルは、令和7年9月1日より施行する